

(2) 長寿医療制度は、長い議論を経て誕生しました。

昭和48年に老人医療費を無料化しましたが、国保の財政が厳しくなり、昭和58年、老人保健制度ができました。

その後、長寿化が進み、若い世代の老人保健制度への支払いが増えていく中で、この仕組みでは、「高齢者と若い世代がどれくらいの割合で費用を負担するのかが明確でなく、納得が得られない」との声が高まりました。

そこで、高齢者の医療を国民みんなで支えるため、「税金で5割、若い世代の保険料4割、高齢者の保険料1割」という、分かりやすい仕組みとしました。

昭48 老人医療費の無料化（70歳）	昭58 老人保健制度が施行 ・高齢者の多い国保の運営厳しく	平9 ・政府や与党にて ・若い世代（健保組合）の 老人保健制度への支払いが増大	平12 ・新しい制度の検討を国会で決議 新しい制度の検討を開始	平14 ・老人保健制度の対象を 段階的に引上げ（70歳→75歳に）（～平19）	平18 医療制度改革法案成立	平20 長寿医療制度がスタート
-----------------------	-------------------------------------	--	---------------------------------------	---	-------------------	--------------------

高齢者の医療費

利用者
負担

税金 約5割

高齢者の
保険料
1割（注）

若い世代の保険料
約4割（注）

（注）若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者世代の均衡を図り、2年ごとに、見直し

長寿医療制度について、分からないこと、困ったことがあれば、まず、お住まいの市区町村の窓口にご相談ください。

- 市区町村の窓口では、保険料の額、支払い方などのお尋ねや、生活にお困りの方の保険料の納付相談などにきめ細かに対応いたします。